

間は26週から78週に延長された。さらに、労働不能の当初6週間、使用者はその支給率による給付と、受給者の純賃金との差額を、労働者に支払うように要求されている。1965年には、最近の改正により、労働不能の当初6週間について、支給率は75%から85%に引き上げられた。したがって、現在、労働不能の場合に生計の維持を保証する現行制度では、当初6週間の間における賃金と俸給の喪失に対して、全額が補償されている。7週目以後、賃金取得者と俸給取得者は双方とも、これらの純収入より僅かに低い比率の疾病給付に対する受給資格をもっており、また資格取得期間は最高18か月までに延長された。この一連の動向は、疾病給付の目的が変わってしまったことを示している。つまり、その機能は、もはや単に最低生活を保護しようするものではなくて、各人の社会的地位を維持しようとしているのである。給付のもつこの形は、将来にも事実上これ以上に向上するとはほとんど考えられないので、この傾向は最高点に到達してしまったと思われる。しかし、この予想は医療には適用されない。現在、期

間の制限なしに給付が認められていないので、給付の支給期間を延長するとは予想できないが、医療費は不均衡な増大を示してきた。これは救急処置と入院加療の双方についていえることで、予防的活動と処置は、その目的に對して支給される給付の相対的な比率を多少

上昇させるであろうということも、予想されている。

※ 疾病金庫連合会会長

Trends in Statutory Sickness Insurance,
"Entwicklungstendenzen der gesetzlichen
Krankenversicherung", Die Ortskranken-
kasse No. 9-10, 1968, pp. 337-346 No. 27, '69

皆年金 —補足的年金制度の将来に関する報告—

(オランダ)



本稿には、補足的年金の現状に対する改善案の検討が示されている。この検討はオランダ労働組合評議会の訓練・調査研究所が行なったものである。

年金制度の発達について簡単な考察が行なわれた後に、現状について詳細な統計的分析が行なわれている。多数の労働者は補足的年金制度に加入する機会をまだ与えられていない

いし、そのような制度に加入する者のうち多くの人びとは、適切な年金を得ることができないであろう。この状態では、補足的年金保険の必要性は明白である。人口の傾向も、将来年金制度の問題が次第に大きくなるであろうということを示している。主要な問題は、現行制度の仕組み、年金の水準、および物価もしくは賃金の上昇に対する年金の指標調整である。満足すべき調整を実現するために

は、従来用いられてきた方法と異なる方法により、これらの諸問題に対する解決が発見されなければならない。満足すべき調整は、通貨の下落によって、年金が影響を受けないと保証するある指数調整方式をもち、過去の総収入の70%（低収入により高い比率を用いる）の額となるある包括的な収入を対象として行なわれる。現行制度と、これを比較してより満足すべき調整された制度との間に存在するギャップを埋めるために、そのギャップを決定するには、拠出率についてある計算を行なわなければならないが、その拠出率は、異なった財源調達の仕組や、異なった諸条件のもとで、支払うことが要求されるであろう。そのような計算は、（公的な部門を除き）賃金に比例する実質的な上昇を要求し、それが年金保険拠出（低収入に対する4%ないし5%から、30,000 フローリン以上の収入に対する最高20%まで）となる。ある折衷的解決は国民年金を増額することで、それによって、低収入の被保険者は、国民年金に対する拠出（この拠出もまた増額される）だけを支払うであろう。明らかに、これは拠出が全市民によって

支払われるであろう、ということを意味している。

拠出の方式については、ポイント方式が望ましいが、その理由は、この方式が管理も簡単で、また加入者の間で拠出の移転を必要としないからである。ポイント方式のもつ他の利点は、その方式が給付の指数調整を促進するということである。

制度の財源調達方式は、この数年間において最も広範に討議された問題であった。また、資本化と評価方式の分析は、ある混合された方式が望ましことを指摘している。これはすべての年金基金に対して支払われる拠出が、平衡基金に支払われる場合に、可能となる。その場合に、各種の基金がもつ役割は、拠出徴収と年金支払いに限られる。しかし、ある平衡基金をもつこの強制的な補足的保険の方法は、次のようなある問題を惹き起こすことになる。その保険は被用者に限定されるべきであろうか、あるいは全居住者に拡大されるべきであろうか？拠出には最高制限が設

けられるべきであろうか？拠出率が引上げられるまでに、どれぐらいの期間の経過が必要であろうか？最後の問題について、2%もしくは3%の当初の最低拠出率は、2、3年後に、低所得者には4%もしくは5%まで、また収入が最高額の人びとには最高10%までに引上げることが示唆されている。労働者と使用者との間における協約を条件として、より高い拠出率が可能であろう。

その他の示唆として、次の各種の事項が示されている。すなわち、これらは強制的な補足的制度とともに実施される各企業間の特殊な資本化に利用された制度の継続、他の独自の制度で適切にカバーされている公務員の適用除外、予想される早期年金を可能ならしめる調整、困難な職業における他より低い年金年齢（より高い拠出を行なう）、より高い年金に対して要求されるより高い年金点数を取得させて、受給者の立場を改善しようとする人びとに行なう遡及調整である。既裁定年金の引上げに対して、また、新制度に2、3年間加入しただけの人びとに対して、手段が講じ

られるべきである。技能習得訓練中で、資格取得について新制度に加入できない状態に対し、経過的措置が行なわれるべきである。

Pension for All—Report concerning the Future of Supplementary Pension Sche-

mes, "Pensionen voor allen, Rapport inzake de toekomst der pensioenvoorzieningen" *Wetenschappelijk en Scholingsinstituut van het Nederlands Verbond van Vakverenigingen*, Amsterdam, 1968, pp. 167, tables; No. 98, '68.

を公表した。かの女は、子どもに対する世話の必要性と母親自身の高い疾病率のために、幼い子どもたちを養育する母親の間に、欠勤率が高いということを証明した。これらの問題は1963年に科学的な会議で検討され、その結果、無給の母性休暇について、1年間の期間を採用する勧告が生まれた。

無給母性休暇

J. Piotrowski (ポーランド)



本稿には、働いている母親に、1年間の無給の母性休暇を保証する新しい母性福祉条令と、その条令の実施から生ずる諸問題について、論議が示されている。

1968年5月24日に、閣僚会議は2歳までの子女を養育する母親に、無給の母性休暇を認める条令を採用した。その条令の考え方は、2歳未満の子女を養育する母親に、ある期間の休暇を与えるものとし、他の適切

な雇用に帰ることを保証することで、事業所はその1年間に雇用を打ち切ることを許されない。この方策の採用は、母親と子女の世話に、きわめて重要な改善を行なっている。その考えは、最初、1961年に Irene Andrzejewska によって明確に示された。その当時、かの女は、子どもの世話、子どもたちの間における疾病的上昇、およびその他の事柄をいかに取り扱うかについて、比較的に短期的な休暇の後に雇用に帰る母親について生ずる困難

女子労働者が子女を生む場合には、子女をよく世話しようとする要求および必要性と、雇用を継続しようとする当人の利害との間ににおいて、かれらは重大な困難に直面する。女子労働者の70%は、雇用への復帰についてその問題を有利に解決しているということが、A. Kurzynowski によって示されている。医師や心理学者は、母親が雇用を中断しなければならぬほど、乳幼児が誕生後1年間に母親の世話をとくに、しかも、基本的に必要としているという意見をもっている。新しい方策のもつ事実上の効果は何であろうかとか、あるいは、いかなるタイプの女子労働者が無給の母性給付を用いるであろうか、ということを述べるのは困難である。無給母性休暇の